

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：豊郷町地域防災計画／豊郷町総合防災マップ)

当町のハザードマップ（1000 年に一度の大雨を想定）によると、当町南部を流れる宇曾川が氾濫した場合、堤防沿いに地域のほとんどが 0.5～3.0m 未満となっており、一部の地区では 3.0～5.0m 未満または 5.0m～10.0m 未満の浸水被害の可能性が想定されている。

そして、一部地域では家屋倒壊等氾濫想定区域が想定されるなど堤防沿いの広い範囲で被害が想定されている。

また、近隣を流れる犬上川が氾濫した場合、当地域の約 8 割では 0.5～3.0m 未満の浸水する可能性があり、さらに、宇曾川と犬上川が同時に氾濫した場合、ほぼ全域で 0.5～3.0m 未満の浸水被害が発生し、一部の地域では 5.0m～10.0m 未満の浸水被害および浸水継続時間の長い区域もあるため大災害の危険性がある。

(地震：J - S H I S／豊郷町地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 6 % 以上の確率で発生すると言われており、一部の地域については震度 6 弱以上の地震が 26% 以上の確率で発生する予想もされている。

南海トラフ巨大地震については、今後 30 年以内に 80%、50 年以内に 90% の確率で発生するとされており、豊郷町も震度 6 強以上の揺れと当町の半数が液状化危険度の高いことが予想され「南海トラフ地震防災対策推進地域」にも指定されている。

また、近隣に鈴鹿西縁断層帯が縦断しており、同様に震度 6 強以上の揺れと当町の半数が液状化危険度の高いことが予想されている。

(その他)

平成 29 年 10 月の超大型台風 21 号が発生した際には局地的な豪雨により当地域南部で宇曾川と合流する岩倉川が氾濫寸前の危機が迫ってきたことから 4 つの地区には避難勧告が出され、避難所が開設されたことがあった。

それ以降は町役場としては県の管理の河川となることから県に要望し、河川の改修工事をする等防災対策を講じる地域住民の安全の確保に努めた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・ 商工業者等数 2 5 3 人

・ 小規模事業者数 2 1 6 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	7 0	6 9	町内に広く分散している
	製造業	3 1	2 2	町内に広く分散している
	卸売業	1 7	8	町内に広く分散している
	小売業	5 6	4 9	国道 8 号線沿いに多い
	飲食・宿泊業	2 3	1 7	国道 8 号線沿いに多い
	サービス業	3 5	3 0	町内に広く分散している
	その他	2 1	2 1	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災協定の充実

2) 当会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 B C P 策定セミナーの周知
- ・ 滋賀県共済協同組合と連携した共済制度の周知及び加入促進
- ・ 豊郷町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 危機管理マニュアルの策定

II 課題

現状では、緊急時の取組について豊郷町、豊郷町商工会それぞれにおいて具体的な体制やマニュアルは整備されているものの連携が図れていない。また、平時・緊急時の対応を推進する人材を育成して行くことが求められる。

更に、感染症対策において、地域小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また感染症対策において国内感染者発生期、国内感染拡大期、組織内感染者発生期には速やかに段階的な拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 巡回や窓口相談時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成21年に締結した「災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。また、当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の危機管理マニュアルの作成

- ・ 当会は、平成30年に危機管理マニュアルを作成（別添）。以後、現況に併せて随時改定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 事業者向けセミナーに職員も出席し、資質向上に努める。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（共済、生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認、作成支援。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（町の防災訓練に参加する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
（商工会災害システム等を利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊郷町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 商工会災害システム等により、大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

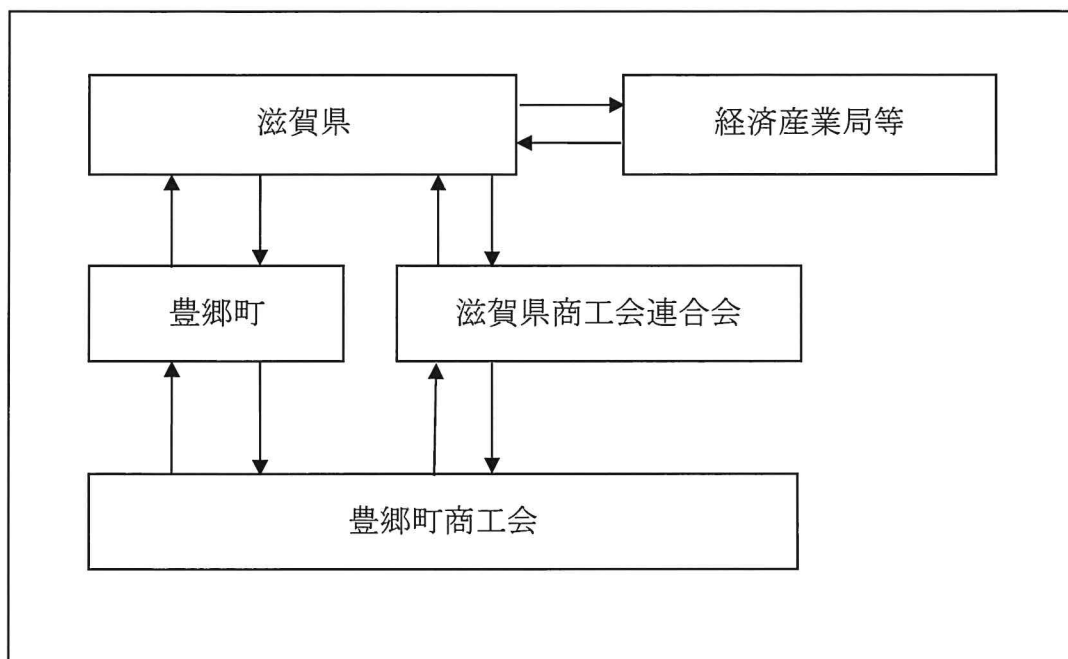
大規模な災害がある	建物の倒壊、床上浸水等の大きな被害が発生している。
被害がある	建物の半壊、床下浸水等の被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は随時、被害情報等を共有する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より滋賀県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、豊郷町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

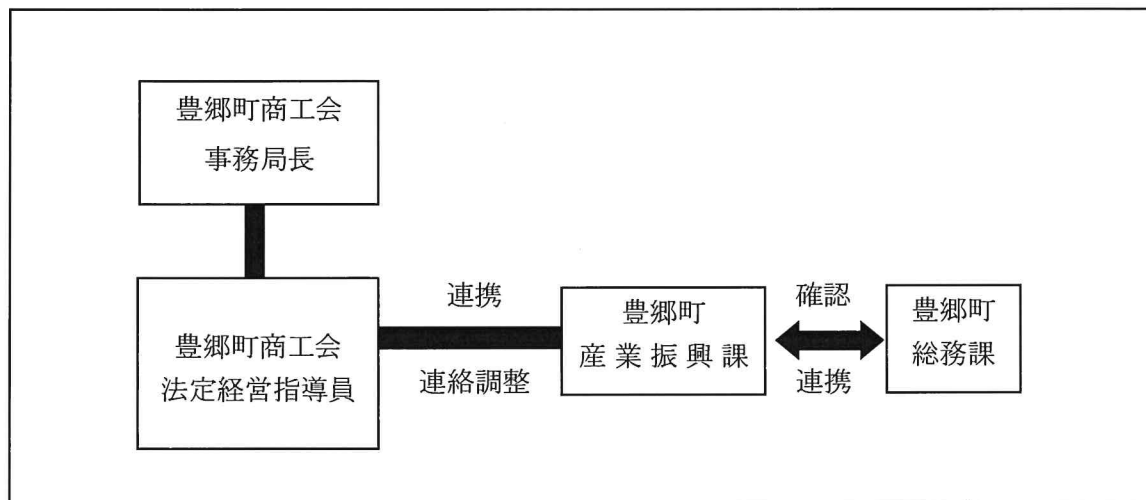
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 1 2 月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 門野 理 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

豊郷町商工会

〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 374-6

TEL : 0749-35-2022 / FAX : 0749-35-4522

E-mail : info@toyosatocho-shokokai.net

②関係市町

豊郷町役場 産業振興課

〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375

TEL : 0749-35-8114 / FAX : 0749-35-4575

E-mail : sangyoshinkou@town.toyosato.shiga.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
必要な資金の額	300	250	300	250	300
・セミナー開催費	200	0	200	0	200
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・防災・感染症対策費	0	150	0	150	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、豊郷町補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	